

# JIS

## バスダクト

JIS C 8364 : 2025

(JSA)

令和 7 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                   |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 岩 本 光 正 | 東京科学大学名誉教授                           |
| (委員)  | 加 藤 有利子 | 一般財団法人電気安全環境研究所                      |
|       | 鈴 木 義 夫 | 一般社団法人電気設備学会                         |
|       | 辻 勝 也   | 一般社団法人日本電気計測器工業会                     |
|       | 西 原 敏 之 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・<br>相談員協会 |
|       | 馬 場 旬 平 | 東京大学                                 |
|       | 松 木 隆 典 | 電気事業連合会                              |
|       | 南 裕 二   | 東芝エネルギーシステムズ株式会社                     |
|       | 本 吉 高 行 | 一般社団法人電気学会                           |
|       | 若 月 壽 子 | 主婦連合会                                |
|       | 綿 貫 宏 樹 | 一般社団法人日本電機工業会                        |

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 37.8.1 改正：令和 7.5.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.5.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|                                    | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 1 適用範囲                             | 1   |
| 2 引用規格                             | 1   |
| 3 用語及び定義                           | 1   |
| 4 種類及び定格                           | 4   |
| 5 使用条件                             | 5   |
| 5.1 標準使用条件                         | 5   |
| 5.2 特殊使用条件                         | 6   |
| 6 性能                               | 6   |
| 6.1 温度上昇                           | 6   |
| 6.2 絶縁抵抗                           | 7   |
| 6.3 商用周波数耐電圧                       | 7   |
| 6.4 定格短時間耐電流                       | 7   |
| 6.5 水平強度                           | 8   |
| 6.6 垂直強度                           | 8   |
| 6.7 衝撃強度                           | 8   |
| 6.8 屋外用バスダクトの水に対する保護等級             | 8   |
| 6.9 耐火バスダクトの耐火性能                   | 8   |
| 6.10 プラグイン器具の着脱及びヒートサイクル性能         | 9   |
| 6.11 取っ手操作機構又はカバー操作機構をもつ分岐用接続器具の開閉 | 9   |
| 6.12 絶縁物の耐過熱性能及び耐着火性能              | 9   |
| 6.13 機械的動作及び電氣的動作                  | 9   |
| 7 構造                               | 9   |
| 7.1 バスダクトの構造                       | 9   |
| 7.2 分岐用接続器具の構造                     | 10  |
| 8 材料                               | 11  |
| 8.1 導体                             | 11  |
| 8.2 絶縁物                            | 11  |
| 8.3 ダクト及び分岐用接続器具の外箱に用いる材料及び板厚      | 12  |
| 9 試験方法                             | 12  |
| 9.1 一般要求事項                         | 12  |
| 9.2 構造試験                           | 13  |
| 9.3 温度上昇試験                         | 13  |
| 9.4 絶縁抵抗試験                         | 14  |
| 9.5 商用周波数耐電圧試験                     | 14  |
| 9.6 定格短時間耐電流試験                     | 14  |

|                                            | ページ |
|--------------------------------------------|-----|
| 9.7 水平強度試験 .....                           | 16  |
| 9.8 垂直強度試験 .....                           | 17  |
| 9.9 衝撃試験 .....                             | 17  |
| 9.10 屋外用バスダクトの水に対する保護等級試験 .....            | 19  |
| 9.11 耐火バスダクトの耐火試験 .....                    | 19  |
| 9.12 プラグイン器具の着脱及びヒートサイクル試験 .....           | 20  |
| 9.13 取っ手操作機構又はカバー操作機構をもつ分岐用接続器具の開閉試験 ..... | 21  |
| 9.14 絶縁物の耐過熱性能及び耐着火性能試験 .....              | 21  |
| 9.15 機械的動作及び電氣的動作試験 .....                  | 21  |
| 10 検査 .....                                | 22  |
| 10.1 形式検査 .....                            | 22  |
| 10.2 受渡検査 .....                            | 22  |
| 11 表示 .....                                | 22  |
| 解 説 .....                                  | 24  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8364:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## バスダクト

## Busways

## 1 適用範囲

この規格は、定格電圧が交流 1 000 V 以下（周波数 1 000 Hz 以下）又は直流 1 500 V 以下のバスダクト及びその附属品について規定する。ただし、トロリーバスダクトを除く。

なお、ここでいう附属品とは、エンドクローザー、フィードインボックス及び分岐用接続器具をいう。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 1304** 建築構造部分の耐火試験方法

**JIS C 0920** 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

**JIS C 1302** 絶縁抵抗計

**JIS C 1602** 熱電対

**JIS C 2110-1** 固体電気絶縁材料—絶縁破壊の強さの試験方法—第 1 部：商用周波数交流電圧印加による試験

**JIS C 3005** ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

**JIS C 60664-1** 低電圧電力システム内装置用絶縁協調—第 1 部：基本原則，要求事項及び試験

**JIS C 60695-2-10** 火災危険性試験—電気・電子—第 2-10 部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—グローワイヤ試験装置及び一般試験方法

**JIS C 60695-2-11** 火災危険性試験—電気・電子—第 2-11 部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—最終製品に対するグローワイヤ有炎燃焼性指数（GWEPT）

**JIS K 7127** プラスチック—引張特性の試験方法—第 3 部：フィルム及びシートの試験条件

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

**JIS Z 8721** 色の表示方法—三属性による表示

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。